

第 30 号議案

専決処分の承認を求めることについて

志木市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 5 月 30 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

地方税法の改正に伴い、緊急に志木市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じ、令和 7 年 3 月 31 日に志木市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

志木市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和7年3月31日

志木市長 香 川 武 文

別紙

志木市条例第15号

志木市都市計画税条例の一部を改正する条例

志木市都市計画税条例（昭和41年志木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第19項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の志木市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。